

一管区水路通報第24号

平成16年6月25日

第一管区海上保安本部

第227項	北海道南岸	恵山岬東南東方	射撃訓練
第228項	北海道南岸	室蘭港	救難訓練
第229項	北海道南岸	苫小牧港付近	海底波浪計等保守点検
第230項	北海道南岸	苫小牧港	栈橋等点検
第231項	北海道南岸	襟裳岬西方～納沙布岬南方	海底地質調査
第232項	北海道南岸	釧路港南方	海底地形調査
第233項	北海道南岸	花咲港	岸壁補修
第234項	北海道東岸	根室港	救難訓練
第235項	北海道東岸	羅臼港南方	養殖施設浮上設置
第236項	北海道西岸	小樽港北方	ヨットレース
第237項	津軽海峡	西方	射撃訓練
第238項	北海道西岸	～ 本州東岸	無人探査機潜航試験
第239項	北海道南岸		船舶通航信号所一時業務休止
第240項			補正図発行
お知らせ			船舶保安情報の通報について

記事中、特に指定のない経緯度は、世界測地系(WGS-84)による値です。

水路通報の内容については、インターネット及びFAXで入手出来ます。

インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/index.html>

FAX番号 0134-32-9319 (情報ボックス)

100#:最新号、1～50#:バックナンバー (数字は号数)
0134-27-6190 (ポーリングサービス)

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせは下記どうぞ。

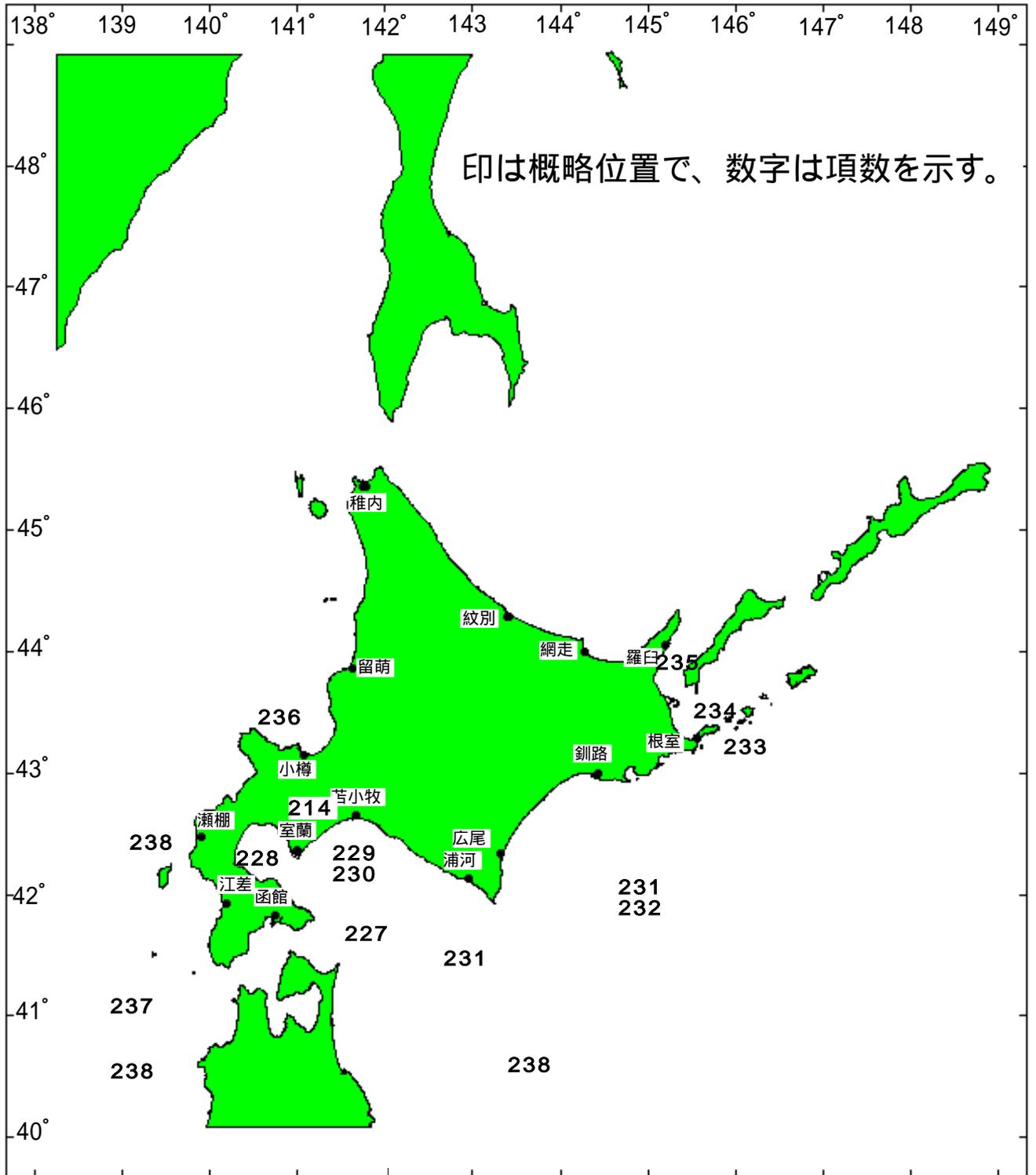
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係

〒047-8560 小樽市港町5番3号小樽港湾合同庁舎(5階)

TEL(0134)27-0118(内線2515) FAX(0134)32-9301

メールアドレス sodan1@jodc.go.jp

索引図



16年227項 北海道南岸 - 恵山岬東南東方 射撃訓練

下図に示す区域で、巡視艇による射撃訓練が実施される。

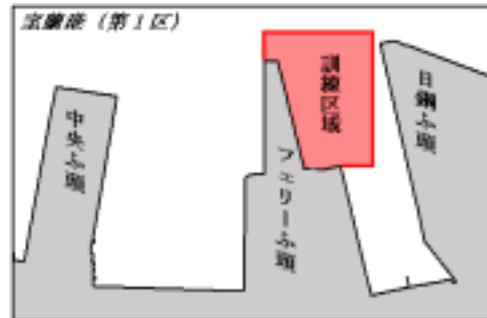
期日 平成16年7月8日(予備日9日)の1100~1500
 区域 41-43.0N 141-29.4E の地点を中心とする半径5M円内
 標識 国際信号旗「NE4」掲揚
 海図 W10
 出所 函館海上保安部



16年228項 北海道南岸 - 室蘭港、第1区 救難訓練

下図に示す区域で、カーフェリー事故対策訓練が実施される。

期日 平成16年7月14日1430~1530
 海図 W16
 備考 船舶火災消火訓練
 ヘリコプターによる吊上げ救助訓練
 出所 室蘭海上保安部航行援助センター



16年229項 北海道南岸 - 苫小牧港付近 海底波浪計等保守点検

下図に示す地点で、潜水作業による海底波浪計及び海象観測装置等の保守点検作業が実施される。

期間 平成16年6月29日~10月29日の日出~日没(このうち1地点約2日間)
 位置 (1) 42-32-39.0N 141-26-45.6E (苫小牧西港南西方)
 (2) 42-35-50.0N 141-41-54.5E (苫小牧西港東南東方)

海図 W1034
 備考 作業船「日昇丸(長さ約12m)」
 国際信号旗「A」掲揚
 出所 苫小牧海上保安署

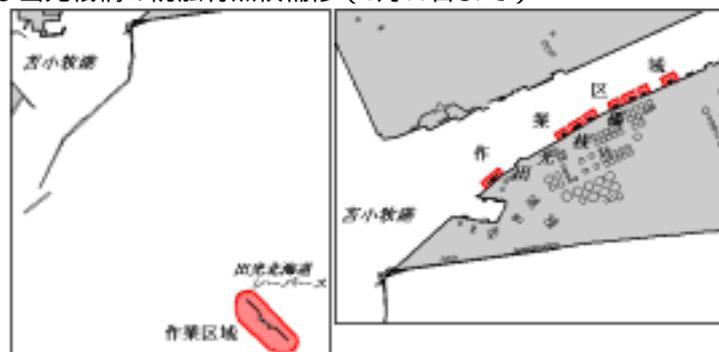


16年230項 北海道南岸 - 苫小牧港、第1区、4区 栈橋等点検

下図に示す区域で、作業船・潜水作業による浮沈式オイルフェンス、鋼管杭及び防舷材の点検補修作業が実施される。

期間 平成16年7月1日~11月30日の日出~日没
 (1) 出光北海道シーバース浮沈式オイルフェンス及び鋼管杭点検補修(11月30日まで)
 (2) 同上シーバース及び出光栈橋の防舷材点検補修(9月30日まで)

海図 W1033A
 標識 国際信号旗「A」掲揚
 出所 苫小牧港長



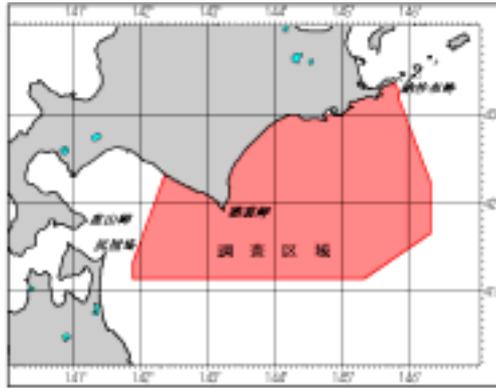
16年231項 北海道南岸 - 襟裳岬西方、～ 納沙布岬南方 海底地質調査

下図に示す区域で、調査船「第2白嶺丸(2,127t)」による海底地質調査が実施される。

期間 平成16年7月14日～8月8日

区域 下記10地点を順に結ぶ線と陸岸に囲まれた区域

- (1) 43-20.0N 145-44.6E
- (2) 43-20.0N 145-49.0E
- (3) 43-14.0N 145-52.0E
- (4) 43-10.0N 145-52.0E
- (5) 42-14.0N 146-20.0E
- (6) 41-40.0N 146-20.0E
- (7) 41-08.0N 145-20.0E
- (8) 41-08.0N 141-53.0E
- (9) 41-20.0N 141-53.0E
- (10) 42-16.0N 142-20.0E



海図 W3、W34

出所 産業技術総合研究所

16年232項 北海道南岸 - 釧路港南方 海底地形調査

下図に示す区域で、調査船「なつしま(1,738t)」及び無人潜航探査機「ハイパードルフィン」による海底地形調査が実施される。

期間 平成16年7月9日～14日まで

区域 下記地点を中心とする半径5M円内

- (1) 42-16.0N 144-47.0E
- 下記地点を中心とする半径3M円内
- (2) 41-40.0N 144-20.0E
 - (3) 41-41.0N 144-24.0E
 - (4) 42-15.0N 144-49.0E

下記4地点を順に結ぶ線に囲まれた区域

- (5) 41-00.0N 144-00.0E
- (6) 41-00.0N 145-30.0E
- (7) 42-50.0N 145-30.0E
- (8) 42-50.0N 144-00.0E



海図 W34

出所 海洋研究開発機構

16年233項 北海道南岸 - 花咲港 岸壁補修

下図に示す区域で、岸壁補修作業が実施されている。

期間 平成16年11月26日までの日出～日没

- 区域
- (1) 西浜岸壁 (-6.0m) 9月下旬～11月上旬
 - (2) 西浜岸壁 (-5.0m) 8月上旬～11月中旬
 - (3) 物揚場 (-4.0m) 10月上旬～11月下旬
 - (4) 西浜ふ頭 (-6.0m岸壁) 7月上旬～8月下旬
 - (5) 西浜ふ頭 (-5.5m岸壁) 7月上旬～9月上旬
 - (6) 東1号岸壁南東側 11月下旬まで



海図 W24

出所 根室海上保安部

16年234項 北海道東岸 - 根室港 航泊禁止

漁船海難防止・水難救済センター全道大会の実施に伴い、下図に示す区域で、一般船舶の航泊が禁止される。

期日 平成16年7月6日の0800～1500

区域 下記地点を中心とする半径140m円内
43-20-24N 145-34-54E (島防波堤西端)

海図 W24

警戒 巡視艇配備

備考 火せん、発煙筒、救命索等発射
ヘリコプターによる吊上げ訓練等

出所 根室港長公示第1号(6.24)



16年235項 北海道東岸 - 羅臼港南方 養殖施設浮上設置

下図に示す区域で、ホタテ貝育成施設が浮上・設置されている。

期間 平成16年10月31日まで

区域 下記4地点を順に結ぶ線に囲まれ区域（採苗施設）

- (1) 43-47-30.0N 145-08-00.0E
- (2) 43-46-42.0N 145-07-48.0E
- (3) 43-46-42.0N 145-07-06.0E
- (4) 43-47-43.2N 145-07-14.4E

下記4地点を順に結ぶ線に囲まれ区域（中間育成施設）

- (5) 43-47-25.8N 145-12-18.6E
- (6) 43-45-24.0N 145-12-18.6E
- (7) 43-45-24.0N 145-10-00.0E
- (8) 43-47-25.8N 145-10-00.0E

海図 W18、W42

標識 設置区域の周囲に赤旗ボンデン及びレーダーリフレクター設置

出所 羅臼海上保安署



16年236項 北海道西岸 - 小樽港北方 ヨットレース

下図に示す区域で、ヨットレースが開催される。

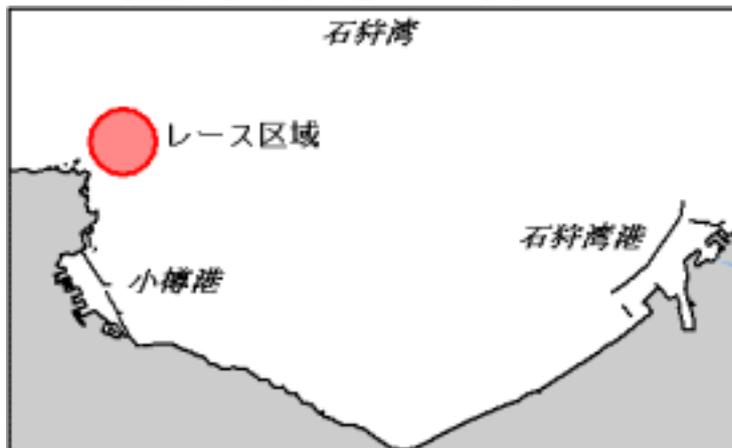
期日 平成16年6月26日、27日 0730～1730

区域 43-14-55N 141-01-56E の地点を中心とする半径1250mの円内

警戒船 7隻配備

海図 W28

出所 小樽海上保安部



16年237項 津軽海峡 - 西方 射撃訓練

下図に示す区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

期日 平成16年6月29日（予備日30日）の1100～1500

区域 41-06.0N 139-34.0E の地点を中心とする半径5M円内

標識 国際信号旗「NE4」掲揚

海図 W10

出所 函館海上保安部



外国から日本に入港しようとする船舶の皆さんへの重要なお知らせです。

平成16年7月1日から、テロ対策として改正SOLAS条約及び国際船舶・港湾保安法が施行され、外国から日本に入港しようとする全ての船舶は、日本への入港前に、所定の海上保安部署に対して「船舶保安情報」の通報が必要となります。

この通報は、日本船/外国船の別、船舶の大小、船種等にかかわらず、外国から日本に入港しようとするすべての船舶に義務付けられます。

この通報は、日本の港に入港する場合のほか、特定海域（東京湾、伊勢湾又は瀬戸内海をいいます。）に入域する場合も必要となります。

この通報は、日本に入港しようとする前の港が外国の港である場合のみ必要です。（したがって、いったん外国から日本に入港した後の国内の航海では必要ありません。）

通報の時機はいつですか？

- * 入港24時間前までに通報してください。
ただし、特定海域にある港に入港する場合には、特定海域に入域する24時間前までに通報してください。

通報先はどこですか？

- * 入港する港を管轄する保安部署に通報してください。
日本の港に入港せずに特定海域に入域する場合は、告示で定める海上保安部署に通報してください。（詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせ下さい。）

その他、通報の方法はどうなっていますか？

- * 通報者・・・船長のほか、所有者やそれらの代理人（代理店等）もOK
- * 通報手段・・・港湾EDIのほか、FAX、書面の郵送・手交等もOK

荒天等、やむを得ない理由で24時間前までに通報して入港できない場合は、どうすればいいのでしょうか？

- * 直ちに、所定の通報先に通報してください。
ただし、急迫した危難があり、緊急に入港しなければならないときには、入港後直ちに通報してください。（詳しくは最寄りの管区海上保安本部まで お問い合わせください。）

- ・船舶保安情報は、テロ対策のため、外国から日本に入港しようとする船舶について、船舶の基礎情報や保安措置の実施状況に関して通報をお願いするものです。
- ・海上保安庁からの質問や指示がある場合には、それに従ってください。
従わない場合は入港を禁止されることがありますので、ご注意ください。
- ・通報しなかった船長又は虚偽通報を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるほか、入出港にも支障を生じる場合がありますので、ご注意ください。

通報用紙は、海上保安庁ホームページ（<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>）からダウンロードすることができます。